対馬市告示第53号

平成30年第2回対馬市議会定例会を次のとおり招集する 平成30年6月1日

対馬市長 比田勝尚喜

		×17/1/	到111次 下田
1 期 日	平成30年6月12日(火)	
2 場 所	対馬市議会議場		
)開会日に	応招した議員		
	坂本 充弘君	伊原 徹君	
	長郷泰二君	春田新一君	
	小島・徳重君	吉見優子君	
	船越 洋一君	渕上 清君	
	黒田 昭雄君	小田 昭人君	
	山本 輝昭君	波田 政和君	
	齋藤 久光君	初村 久藏君	
	大浦 孝司君	大部 初幸君	
	作元 義文君	上野洋次郎君	
	小川 廣康君		
─6月18日	に応招した議員		
─6月19日	に応招した議員		
──○6月22日	に応招した議員		
──○6月18日	に応招しなかった議員 大部 初幸君		

平成30年 第2回 対 馬 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日) 平成30年6月12日 (火曜日)

議事日程(第1号)

平成30年6月12日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第8 国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度対馬 市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度対馬 市診療所特別会計補正予算(第5号))
- 日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度対馬 市国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市税条例等の 一部を改正する条例)
- 日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第15 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 報告第1号 平成29年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第17 報告第2号 平成29年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につい
- 日程第18 報告第3号 平成29年度対馬市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算 書について

日程第19 報告第4号 平成29年度対馬市水道事業会計繰越計算書について 日程第20 議案第36号 平成30年度対馬市一般会計補正予算(第1号) 日程第21 議案第37号 平成30年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第 1号) 日程第22 議案第38号 平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号) 日程第23 議案第39号 平成30年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号) 日程第24 議案第40号 対馬市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一 部を改正する条例 日程第25 議案第41号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例 日程第26 議案第42号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例 日程第27 議案第43号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例 日程第28 議案第44号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例 日程第29 議案第45号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について (仁位地区) 日程第30 議案第46号 市道の認定について(宮谷16号線) 日程第31 議案第47号 市道の認定について(宮谷17号線) 日程第32 議案第48号 市道の認定について(宮谷18号線) 日程第33 議案第49号 財産取得契約の締結について 日程第34 議案第50号 財産取得契約の締結について 日程第35 議案第51号 損害賠償の額の決定について 日程第36 陳情第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める陳情書

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長の諸般報告

日程第4 市長の行政報告

日程第5 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第6 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

日程第7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- 日程第8 国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第10 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度対馬 市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第11 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度対馬 市診療所特別会計補正予算(第5号))
- 日程第12 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度対馬 市国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第13 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市税条例等の 一部を改正する条例)
- 日程第14 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第15 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第16 報告第1号 平成29年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第17 報告第2号 平成29年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 報告第3号 平成29年度対馬市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第19 報告第4号 平成29年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第20 議案第36号 平成30年度対馬市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第37号 平成30年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第22 議案第38号 平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第23 議案第39号 平成30年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第40号 対馬市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第41号 対馬市体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第42号 対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第43号 対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第28 議案第44号 対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例

日程第29 議案第45号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について

(仁位地区)

日程第30 議案第46号 市道の認定について(宮谷16号線)

日程第31 議案第47号 市道の認定について(宮谷17号線)

日程第32 議案第48号 市道の認定について(宮谷18号線)

日程第33 議案第49号 財産取得契約の締結について

日程第34 議案第50号 財産取得契約の締結について

日程第35 議案第51号 損害賠償の額の決定について

日程第36 陳情第1号 日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める陳情書

出席議員(19名)

1 番	坂太	充弘君	2番	伊原	徹君
- m	// I ·) L JAV	□ □		16/~

3番 長郷 泰二君 4番 春田 新一君

5番 小島 德重君 6番 吉見 優子君

7番 船越 洋一君 8番 渕上 清君

9番 黒田 昭雄君 10番 小田 昭人君

11番 山本 輝昭君 12番 波田 政和君

13番 齋藤 久光君 14番 初村 久藏君

15番 大浦 孝司君 16番 大部 初幸君

17番 作元 義文君 18番 上野洋次郎君

19番 小川 廣康君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 糸瀬 美也君 次長 阿比留伊勢男君 課長補佐 梅野 浩二君 係長 柚谷 智之君

説明のため出席した者の職氏名

市長	比田勝	龄尚喜君
副市長	桐谷	雅宣君
教育長	永留	和博君
総務部長	有江	正光君
総務課長	松井	惠夫君
しまづくり推進部長	阿比督	留勝也君
観光交流商工部長	俵	輝孝君
市民生活部長	根メ	英夫君
福祉保険部長	松本	政美君
健康づくり推進部長	荒木	静也君
農林水産部長	西村	圭司君
建設部長	小島	和美君
水道局長	大浦	展裕君
教育部長	須川	善美君
中対馬振興部長	平山	祝詞君
上対馬振興部長	園田	俊盛君
美津島行政サービスセンター所長	神宮	喜仁君
峰行政サービスセンター所長	佐伯	正君
上県行政サービスセンター所長	乙成	一也君
消防長	主藤	庄司君
会計管理者	松尾	龍典君
監査委員事務局長	小島	勝也君
農業委員会事務局長	庄司	智文君

午前10時00分開会

〇議長(小川 廣康君) おはようございます。

ただいまから平成30年第2回対馬市議会定例会を開会します。 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

〇議長(小川 **廣康君**) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、大浦孝司君及び大部初幸君を指名しま

日程第2. 会期の決定

○議長(小川 廣康君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、配付しております会期日程案のとおり、本日から6月22日までの11日間とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。会期は、本日から6月22日までの11日間に決定をいたしました。

日程第3. 議長の諸般報告

○議長(小川 廣康君) 日程第3、議長の諸般報告を行います。

第1回定例会終了後以降の議長の行動等は、配付しております庶務報告書のとおりであります。 次に、先月30日、東京都で開催されました第94回全国市議会議長会定期総会において各種 表彰等が行われ、本市議会から正副議長歴4年以上表彰で山本輝昭議員、議員歴15年以上議員 表彰で初村久藏議員、議員歴10年以上議員表彰で波田政和議員が表彰を受けております。

次に、3月定例会で議員派遣が決定されておりました対馬の自衛隊増強要望活動につきましては、3月26日及び27日、作元議員及び船越議員とともに、防衛省及び九州防衛局を訪問し、要望活動を行いました。

以上、報告を終わります。

日程第4. 市長の行政報告

○議長(小川 廣康君) 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出があっておりますので、これを許します。市長、比田勝尚喜君。

〇市長(比田勝尚喜君) おはようございます。

本日、ここに、平成30年第2回対馬市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御健勝にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本定例会において御審議願います案件でございますが、平成29年度一般会計補正予算 専決処分ほか承認案件5件、平成29年度一般会計継続費繰越計算書ほか報告3件、平成30年 度一般会計ほか補正予算案件3件、条例の一部改正5件、字の区域の変更1件、市道の認定3件、 契約の締結2件、損害賠償額の決定1件、合わせて26件について御審議をお願いするものでご ざいます。 内容につきましては、後ほど担当部長に説明させますので、慎重に御審議の上、適正なる御決 定を賜りますようお願い申し上げます。

次に、3月定例会以降、本日までの主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず初めに総務部関係でございますけども、3月26日、27日の行程で防衛省及び九州防衛局へ訪問し、本市における自衛隊増強についての陳情活動を行いました。

当日は、小川議長並びに、国境離島活性化推進特別委員会から作元委員長、船越副委員長に御同行いただき、防衛省では運用部隊の配備による陸上自衛隊の増強など3項目の陳情に対し、豊田防衛事務次官からは前向きな回答をいただきました。

この後、陳情に御同行いただきました国境離島活性化推進特別委員長からの報告が予定されておりますので、詳細につきましては割愛させていただきます。

次に、しまづくり推進部関係でございますけども、本件につきましては、対馬北部地域の皆様の生活利便性の向上と福祉の充実のため、平成21年から取り組んでまいりましたが、去る5月9日に運航認可が下り、国際旅客と国内旅客の混乗という、国内に例を見ない、世界的にもまれな航路運航がスタートいたします。

5月17日、九州郵船株式会社、JR九州高速船株式会社、対馬市の三者間で、「指定区間に おいて国際航路に国内旅客を混乗させ運航させるための包括協定書」を交わし、さらに、九州旅 客鉄道株式会社の参加をいただき、四者で「国内混乗便を活用した観光交流に関する連携協定 書」を締結いたしました。

また、5月30日には、北部市民を対象とした住民説明会を開催し、93名の参加者をいただきました。

第1便は、7月23日の釜山港発、比田勝港経由、博多港行きのビートルで、月、水、木曜日 を基本に、比田勝・博多間において混乗が可能となっております。

なお、国際航路のダイヤ発表の関係上、10月10日までの運行ダイヤが既に決定されていた こと、また、便数に制限もあり、ことしのお盆の時期の運航がかないませんでした。

今後において、北部市民が望む「毎日運航」の実現には、乗船率が課題となることから、北の玄関を通過する観光商品の造成の働きかけも行い、混乗航路が真に「島民の足」となるよう協議を続けてまいります。

次に、国境離島法関連についてでございますけども、有人国境離島法施策であります対馬市雇用拡充支援事業につきましては、平成30年度は、継続事業が20件、新規採択事業が18件、補助金ベースで総額2億862万2,000円の交付決定を行っております。主な新規事業は、観光クルージング事業や水産物等の販路拡大事業などがあり、事業者には、雇用創出に向けて事業展開を図っていただきたいと考えております。

次に、有人国境離島法関連施策も2年目に入り、新たな視点から有人国境離島の人口減少対策、 雇用対策、観光対策等などの取り組みを展開するため、その議論の場として有人国境離島法有識 者懇話会を設置し、去る5月30日に第1回の会議を開催しております。

今後は、この懇話会等の意見を踏まえながら、有人国境離島法施策の活用を促進し、対馬市の 課題等の解消に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、観光交流商工部関係でございますけども、上対馬町三宇田地区への宿泊施設誘致につきましては、平成28年3月に事業者の選定を行い、選定事業者であります株式会社東横イン様により関係機関との調整等を行っていただいておりました。

このたび、建築確認申請等の手続を終え、去る5月25日に仮称ではありますが「東横INN対馬比田勝ビル新築工事地鎮祭」が執り行われました。その規模は、8階建て243室で、飲食店や店舗スペースを配置、また、敷地内には、同社の社会貢献の一環である対州馬保存・活用に関する取り組みとして、対州馬の厩舎の建設も計画されており、同ホテルは平成31年7月の工事完成を目指しておられます。

東横INNホテルは、平成29年3月オープンの対馬厳原店に続き対馬島内で2店舗目となり、 かねてからの課題である宿泊施設不足の解消や雇用の増加につながるもので、今後の対馬の観光 関連産業の活性化に大きく寄与するものと期待されるところでございます。

次に、市民生活部関係でございますけども、今回で16回目となりました釜山外国語大学校及 び市民ボランティアによる「2018日韓市民ビーチクリーンアップ事業」を5月20日、上県 町佐護の井口浜で実施いたしました。

この事業は、漂着ゴミを韓国の大学生と市民が協働で回収するとともに、漂着ごみを海洋環境問題と捉えた意見交換や市民レベルの交流促進を図ることを目的としております。

今回は、韓国から釜山外国語大学校の学生82名、市民ボランティア188名、合計270名の参加をいただき、トン袋で99袋の漂着ごみを回収することができました。

漂着ごみ問題は、国境を越えた問題であり、本市といたしましても引き続きその解決に向けて 積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農林水産部関係でございます。

5月26日に「第58回長崎県乾しいたけ品評会」が対馬市交流センターにおいて開催されました。

ことしは1月から2月にかけての厳しい寒波と3月の多雨による影響から不作となり、昨年よりも出品点数が減少しましたが、グラム物80点、箱物22点が出品され、最高賞となる農林水産大臣賞は、「香信厚肉」箱物の部に出品された厳原町久根田舎の内山長次さんが受賞されました。

なお、内山さんにおかれましては、病気療養中のため当日は出席できず、品評会終了後、受賞 の喜びに浸る間もなく御逝去されました。しいたけ栽培に、ひたむきに取り組まれてきた姿勢に 敬意を表しますとともに、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

また、6月7日、埼玉県久喜市で開催された全農乾椎茸品評会において、厳原町豆酘の永尾賢一さんが昨年の農林水産大臣賞に引き続き、「花どんこ」の部で林野庁長官賞を受賞されました。 今後、対馬ブランド認知度向上のため、ますますの御活躍を期待しております。

次に、消防本部の関係でございます。

年々減少傾向にある消防団員の加入促進や消防団活動への円滑な参加支援などを目的に、昨年 12月に長崎県商工会連合会と長崎県、長崎県市長会及び長崎県町村会との間で「消防団活動の 充実強化に向けた支援に関する基本協定」が締結されました。これに基づき、対馬市と対馬市商 工会との間でも、5月15日に「消防団活動の充実強化に向けた支援に関する細目協定書」を締 結しました。

これにより、商工会員の事業所が、従業員に対する消防団への加入呼びかけや、消防団員である従業員に対して火災・事故等の際に円滑に活動が行えるよう配慮していただけるなど、これまで以上の消防団活動への支援が期待されます。

次に、第8回対馬市消防ポンプ操法大会についてでありますけども、6月3日、第8回対馬市 消防ポンプ操法大会を開催し、「ポンプ車操法の部」は豊玉町第1分団、「小型ポンプ操法の 部」では美津島町第2分団が優勝し、来る8月5日に大村市の長崎県消防学校で開催される県大 会に出場いたします。県大会においては、積み重ねた練習の成果を遺憾なく発揮し、好成績を納 められることを期待しております。

以上が行政報告でございます。

なお、本会期中に追加議案として、契約の締結2件を上程する予定としております。

内容につきましては、提出の際に説明させていただきますので、何とぞ慎重に御審議の上、適 正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小川 廣康君) 12番、波田政和君。
- ○議員(12番 波田 政和君) 皆さん、おはようございます。

行政報告の中でちょっと疑問点がありましたので、市長に1点お伺いしたいと思います。よろ しいでしょうか。

- 〇議長(小川 廣康君) どうぞ。
- 〇議員(12番 波田 政和君) いいですかね。
- ○議長(小川 廣康君) はい、どうぞ。

○議員(12番 波田 政和君) それでは、有人国境離島関連法に基づいた御説明がありました。 その中でちょっと気になる問題がありましたので、再度お尋ねしたいと思います。

といいますのも、補助金ベースとかその辺の話はよく理解しております。今後の取り組みについても理解はしております。しかしながら、有人国境離島関連法も2年目に入り、新たな視点からという文言に今までと違う取り組みをなされていくだろうと考えます。中でも人口減少、雇用対策とかですね。その場で新たに懇話会を設立して5月の30日に懇話会が開催されたとの報告ですよね。その中で、もう少しこの辺を詳しくお伺いしたいんですけども、先日テレビを見ておりますと、有人国境に対してのいろいろなコメンテーターなんかが混じりましてね、対馬の話があっておりました。その中で対馬を代表するらしく人が、そのスタジオに入って話をしてあるんですよ。だから、市長に確認したいのは、新たな視点からということで、その中で問題定義は人口流出とか、はっきり言えば韓国からでも土地でも買っていただいて、それを進めるべきであると対馬の人が言ってあるんです。これでもう私は愕然としましたけども。

だから、ここで市長にお尋ねしたいのは、こういう説明をしていただくならばもう少し詳しく やらんと、市長の報告とテレビを見てある人は、おう、なるほどなと。対馬を外国人にでもどん どん売ってでも雇用対策なんかは進めておるというように対馬市が捉えられたらいけませんので、 あえてきょうは話をしております。

だから、どういう人が代表懇話会になってやってあるかわかりませんけども、やっぱりいろんなメディアを通す中では統一見解していただかないと、非常にほかのゲストの方がびっくりしてありましたよね。そういったことが近日あっておりますので、あえてその辺のとこは明確にしていただけないかなと思うから質問をしました。

決して市長は、そういった島民を代表する方が言ってある言葉どおりに今後対馬市を舵を取っていくとは考えてないですよね。テレビの内容を見てないからよくわからないかもしれませんけども、またこの流れでいったら違う方法でやるみたいに聞こえるもんですから、ちょっとお尋ねしました。

皆さんも御存じのように、この国境新法は、お金の話じゃなくて、本当に守らなくちゃいけないためにのお金だと思うんですよね。そういったことを考えますと非常に聞き苦しかったものですからね。ここで市長、新たな取り組みについて、市長の腹をもう一度聞かせてください。 以上です。

- 〇議長(小川 廣康君) 市長、比田勝尚喜君。
- ○市長(比田勝尚喜君) まず、5月30日に行われました有人国境離島の有識者懇話会についてでございますけども、このことにつきまして、また改めてどの機会かを利用して御報告申し上げたいというふうに思います。

それから、この有人国境離島法のあり方でございますけども、もともとが有人国境離島法が制定されましたのが、それぞれの国境の離島に人がいなくなることによって、防衛問題、そしているんな問題に波及をするというようなことから、人口減少問題を解決するためにも、この法律が制定されたものというふうに私自身も理解しております。

そういう中で対馬市といたしましても、現在、人口減少問題を重点施策として、いろいろな課題を抽出し、その施策を実施しておりますけども、例えば平成28年度まで大体300名から400名の社会減があっておりました。平成28年の社会減は401名、これが平成29年度になりますと181名の社会減となりまして、その効果は220名となっております。これはまだまだ始まったばかりで、これを今後続くように私たちも努力をしてまいりたいというふうに考えているところでございますけども、このように、この有人国境離島法を活用して、これからも人口減少対策、そして雇用の拡充、こういったところにいろいろな力を注いでまいりたいというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(小川 廣康君) 12番、波田政和君。
- ○議員(12番 波田 政和君) ありがとうございます。私が確認したいのは、対策はわかります。人口流出の対策のために、とめるということは、どこからか誘致してくるということですね、人間も含めてですね。そういった場合に、先ほどの話の中で韓国人の話をしましたけども、国内も国外も対馬に参入していただいてでもやるという意味ですか、もう一度お願いします。
- 〇議長(小川 廣康君) 市長、比田勝尚喜君。
- ○市長(比田勝尚喜君) このことに関連しましては、数字ばかり申し上げて申しわけございませんけども、参考までとして、平成29年度のUIターンは91名に上がっております。そういう中で私たちといたしましては、人口減少を解決するには、このUIターンが物すごく大事なものであるというふうに考えておりますことから、今後もこのUIターン等には力を入れてまいりたいというふうに考えております。

また、そういう中で韓国人の方も移住を勧めるのかということでございますけども、今現在、 こちらの移住定住施策の中では国内客、国内の方を対象にした移住、定住のキャンペーン等を打っているところでございます。

ただし、今、国境離島のこの事業拡充の中でいろいろな従業員の方を雇用されてある方もいらっしゃることは事実でございます。こういうところは、私は排除する気持ちはないということだけは申し上げます。

- 〇議長(小川 廣康君) 12番、波田政和君。
- ○議員(12番 波田 政和君) わかりました。今、市長の答弁、お答えの中で、いろんなものにはお互い協力していくんだということで対馬を守っていきたいということですね。

先ほども言いましたが、国境離島に関して、私は国内のみと実は思っているんです。日本人が 国境というのは人が住んで何ぼじゃないですか。そういう中で政府も決定していただいてるのは 皆さんも御存じですから。私が言いたいのは現況に外国人の方がたくさんの対馬市を買ってる状 況について、どのくらい掌握してあるかということも知りたいし、今後そういった議論の場でそ ういったことはできるだけ、自分の領土ちゅいいますかね、大げさに言や。守るような話をつけ 加えていただかないと、参入は自由で、買ってくれる人がおったら何ぼでも売っていいんじゃな いですかちゅ説明があってたんですよ。そこがあるからあえて言ってるちゅ話です。ここを明確 に市長が、市長として腹を聞かせてくださいと私は言ってるんです。

以上です。

○議長(小川 廣康君) よろしいですね。

これで行政報告を終わります。

次に、4月1日付をもって行われました市職員の人事異動により、部長等幹部職員の異動があっております。自席から自己紹介をさせます。

福祉保険部長、松本政美君。

- **〇福祉保険部長(松本 政美君)** おはようございます。4月1日より福祉保険部長を拝命いたしております、松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇議長(小川 廣康君) 健康づくり推進部長、荒木静也君。
- **〇健康づくり推進部長(荒木 静也君)** 皆様、おはようございます。4月1日付をもちまして健康づくり推進部長を拝命いたしました、荒木でございます。市民の皆様の健康づくり及び介護予防事業に努めてまいりたいと存じておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。
- 〇議長(小川 廣康君) 建設部長、小島和美君。
- **〇建設部長(小島 和美君)** おはようございます。4月1日より建設部長を拝命しました、小島 と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇議長(小川 廣康君) 消防長、主藤庄司君。
- **〇消防長(主藤 庄司君)** おはようございます。4月1日付で消防本部消防長を拝命いたしました、主藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 〇議長(小川 廣康君) 会計管理者、松尾龍典君。
- **○会計管理者(松尾 龍典君)** 皆様、おはようございます。4月に会計管理者を拝命をいたしました、松尾と申します。私にとって平成30年度は公務員生活最後の年度になりますけれども、初心を忘れることなく、引き続き精進してまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(小川 廣康君) 上県行政サービスセンター所長、乙成一也君。

〇上県行政サービスセンター所長(乙成 一也君) 皆様、おはようございます。4月1日付で上 県行政サービスセンター所長を拝命しました、乙成でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(小川 廣康君) 以上で自己紹介を終わります。

日程第5. 総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- ○議長(小川 廣康君) 日程第5、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。
 委員長、春田新一君。
- ○議員(4番 春田 新一君) 皆さん、改めましておはようございます。

総務文教常任委員会所管事務調査報告をいたします。

平成30年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

本委員会は平成30年4月27日、対馬市役所厳原庁舎別館第1会議室で、しまづくり推進部 阿比留部長、政策企画課阿比留課長、中村主任の出席を求め、対馬市景観計画の進捗状況につい て調査をいたしました。

初めに、景観計画について担当課から説明を受けました。景観計画は平成16年に制定された 景観法に基づき、景観行政団体が定めることができる良好な景観の形成に関する計画です。景観 計画を策定すると、景観計画区域内における建築物の建築等の行為が届出・勧告により緩やかに 規制できるほか、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定、景観協定など景観法に規定する制 度が活用できます。対馬市においても、市民及び本市を訪れる人々の価値観は量から質へと変化 をしており、対馬独自の景観に接する期待と、これらを保全する意義等も高まってきています。 長い年月をかけて形づくられてきた対馬の貴重な自然や歴史文化、景観資源を保全し、良好な景 観の形成を進めることを目的とし、景観計画を策定するところであるとの説明を受けたところで あります。

その中で委員からの意見といたしましては、1、策定に当たり、委員会は何回開催されたのか。2、今現在ある建物の今後のあり方、また、建物の色については、行政の支援なしでは景観は成り立たないのではないか。3、条例の中身、規則、要綱について知りたい。4、石垣塀の取り壊しについて、城下町であり続けるためにも勝手に取り壊さないでほしい。道路改良が進んでいる所でも、普通のブロック積みの箇所が見受けられるので、城下町の景観に合った工法で行政にお願いをしたい。5、対馬市の景観条例であるので全島に適応した条例であってほしい等々の意見が出されたところであります。

この意見を踏まえ、これまでに16人の委員で6回の委員会を開催しており、9月までに市民

説明会を行い、また、パブリックコメントで広く意見を出していただき決定をしたい。それから 最終案をまとめて12月議会に条例案を提出したいとの説明を受けました。

次に、対馬市消防署3階会議室で、防災組織のあり方等について、総務部有江部長、松井総務 課長、坂本地域安全防災室長、消防本部糸瀬次長、大浦警防課長、井総務課長の出席を求め説明 を受けました。

まず、消防本部からは、今年度購入の次世代型消防車(ブーム付多目的消防車)について、この1台で初期消防から救助活動までさまざまな災害に役割を果たすことができるとの説明を受けました。また、900リットルの水槽を持ち、抜群の消火能力、高所からの放水も可能で、規格地上高13.7メートルへ届くバケットとフレキシブルなブームを生かし幅広い救助活動ができるとの説明を受けたところであります。

続いて総務部からは、市民の皆様が安心安全な毎日を送れるよう、今年度地域安全防災室を設置し、重点的な取り組みとして、空き家に関する対策計画や条例を整備して、組織的な対応体制の構築等を予定しているとの説明を受けました。

委員の意見としては、1、組織については、一般質問等で確認したように組織改正がなされたが実動できる組織でなければならない。2、災害発生後の対応が遅い。特に迅速な情報収集、伝達、報告がとれるように連携をしていただきたい。3、地域自主防災組織の結成促進については、今年度創出した助成制度を今後も継続していく必要がある。4、現在、自主防災組織が16団体との説明があったが、組織だけではなく実動できるように連携が必要ではないか等の意見が出されました。

次に、豊玉庁舎3階大会議室において、小中学校のタブレット導入後の授業のあり方等について、教育委員会事務局須川教育部長、梅野学校教育課主幹の出席を求め説明を受けました。

対馬市の児童生徒においても、そのほとんどがスマートホン等の情報端末に興味を抱き体験しているものと思われます。また、教育分野でも、タブレット等の情報端末は、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に有効なツールの一つであることは総務省や文部科学省においても実証されております。自分の意見と友達の意見を画面上で比較しながら思考を深めたり、自分の考えを表現力豊かにプレゼンテーションしたりすることができます。また、1人1台、いつでもどこでもつながる情報端末を持つことで、興味・関心を持ったことをすぐに調べて記録・整理したり、友達と共有したりすることが容易になり、学びの機動力が高まります。学校内の学習だけでなく、校外学習、家庭学習、修学旅行などにも幅広く活用できるシステムとして、また、文房具のように身近に利用できるシステムとして、児童生徒の育成に大きく貢献することを目指しています。

タブレット端末の配置については、中学校は生徒端末を813台、教師用端末を83台の計

896台、小学校では各校の最大学年児童数分の端末344台、教師用端末80台の計424台 の導入を予定しているとの説明を受けました。

委員からの意見として、1、校外学習、家庭学習など幅広く活用できるメリットもあるが、有害なサイトやショッピング等によるトラブルがないように、児童生徒が利用しやすい環境でなければならない。2、家庭学習において、各種トラブルを未然に防止できる管理体制が必要である等々の意見が出されたところであります。

以上で、総務文教常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

○議長(小川 廣康君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- ○議長(小川 廣康君) 日程第6、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。委員長、齋藤久光君。
- ○議員(13番 齋藤 久光君) おはようございます。

厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

平成30年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容と概要を、同規則第110条の規定により報告いたします。

本委員会は平成30年5月31日に、医師が常勤する直営診療所の運営状況と問題点について、 現地調査を行いました。

当日は、午前10時30分に豊玉庁舎に集合し、委員全員出席、理事者側から健康づくり推進 部荒木部長、いきいき健康課井田課長、瀧川主幹に同行いただき、豊玉診療所、仁田診療所及び いづはら診療所の運営状況等について説明を受けました。

豊玉診療所は、平成16年に設置され、医師3人、看護師5人、嘱託を含む事務職員3人、リハビリ助手等、総勢13人のスタッフで運営されております。1日に訪れる患者数は約80人であり、協力体制として、週に1度、対馬病院から内視鏡医、小児科医及び作業療法士による診療が行われています。

医師から、検査機械等の医療機器は充実しているが、医療スタッフの不足等から、出張診療までは可能であるが在宅診療まで行き届かないのが現状であるとの説明でありました。

仁田診療所。

仁田診療所は、昭和62年に設置され、歯科診療所と併設されております。 医師1人、嘱託看

護師3人、嘱託を含む事務職員3人の総勢7人のスタッフで運営されております。医師から、伊 奈地区や鹿見地区にある出張診療所を含め、床の傷みやドアの開閉等、建物の老朽化による不具 合が出ていること。また、医療機器等の整備を初め、電子カルテシステムを内蔵したパソコンを 10年近く使用していることからデータ管理を含め更新が必要であるとの説明がありました。

医師が1人という状況の中、内科・外科・整形外科の診療が行われており、地域住民の医療ニーズに最大限対応していただいていることから、委員から施設の修繕や機器の更新等、医療現場の声には十分配慮していくべきとの意見がありました。

いづはら診療所。

いづはら診療所は、旧対馬いづはら病院の一部を改修し、平成28年6月に設置され、非常勤を含む医師3人、嘱託を含む看護師4人、事務職員3人や清掃スタッフ1人の総勢11人で運営されております。重症及びがん末期の患者等の在宅診療にも携わっており、平成30年6月から、医療、福祉的な視点から地域における各種活動及び住民生活を支援するコミュニティナース1人を配置し、地域に入り、地域の立場に立って業務を進めていく予定であり、30年度中にさらに1人配置予定であるとのことでした。また、在宅診療については、対馬では専門職及び訪問看護師が不足しているという現状から、これからの地域包括を考えていく上で、今後は、在宅看護や訪問看護等の医療教育の研修システムの構築が必要であるとの説明がありました。

現地調査を終了後、対馬いづはら病院跡に設置した東里庁舎の会議室において委員会を開催し、 委員から、診療所における医師及び医療の確保は、地域住民の健康・福祉にとって重要な案件で あること、その実情を十分に勘案し、必要な事項については予算措置等により早急に対応してい く等、特段の配慮をお願いしたい旨の意見・要望がありました。また、特定健診については、県 内においてワースト4位という状況を踏まえ、早期発見・早期治療につなげるべく、受診率を少 しでも上げるための啓発等の研究をしてほしいとの意見がありました。

以上で厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

O議長(小川 廣康君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

- ○議長(小川 廣康君) 日程第7、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。 委員長、大部初幸君。
- ○議員(16番 大部 初幸君) 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

平成30年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第105条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました本委員会の調査の内容とその概要を、同規則第110条の規定により報告をいたします。

本委員会は平成30年4月25日及び5月29日の2日間、「太平洋クロマグロの漁獲規制に関する現状について」の調査をいたしました。

4月25日は、午後1時30分から、対馬市厳原庁舎別館2階大会議室において、初村委員を除く全委員出席のもと、対馬市農林水産部から水産課井田課長及び三原主幹に出席を求めるとともに、長崎県対馬振興局の農林水産部渡邉部長、水産課伊藤課長及び坂口係長、また、対馬市漁業協同組合長会の部原会長を初めとする役員の方々及び阿須湾漁業協同組合の林田組合長にも御出席をいただきました。

まず、対馬振興局の伊藤課長から、太平洋クロマグロの資源管理について、これまでの経緯と今後の方向性の説明を受けました。

国は、平成26年12月のWCPFC(中西部太平洋マグロ類委員会)における国ごとにクロマグロの漁獲枠を設定する決定を踏まえ、平成27年1月からクロマグロの管理を開始しており、現在、第3管理期間(沿岸漁業は平成29年7月から平成30年6月、沖合漁業は平成29年1月から12月)であるが、水産庁は、漁獲枠を超過するおそれが著しく大きくなったため、全ての沿岸漁業者に対して、太平洋クロマグロの30キロ未満の小型魚の漁獲に係る操業自粛要請を平成30年1月23日に発出しました。これにより、対馬の漁業者は当初配分された漁獲枠を残しているにもかかわらず、採捕できない状況となりました。これを受け、漁協組合長会では、漁業関係4団体と連名で操業自粛を行わない旨の決議書を2月16日に水産庁へ一度は提出しましたが、国際的な枠組みとして約束した漁獲枠を超過する可能性が高まり、このままでは国全体の漁獲枠が削減されるおそれがあることを懸念する国の立場を理解し、苦渋の決断を下し、3月29日に取り下げる旨の文書を水産庁へ提出しました。しかしながら、その折に今期中の養殖用種苗の漁獲枠を少しでも確保してもらいたいと強く要望し、これに対し水産庁からは、今後の残枠の状況を見ながら引き続き協議を継続させていただきたいとの回答であったとの説明でした。

その後の意見交換では、漁協組合長会から操業自粛要請により漁業者は大変困っている。特に、 5月、6月の養殖用種苗の採捕について確約は何もなく、漁業者は生活に不安を感じている。こ のままでは、混獲による残枠も少なくなることは明らかなので、県・市とも漁協組合長会と一緒 になって何らかの対応をお願いしたいとの強い意見がありました。

5月29日は、午前10時から、全委員出席のもと、漁協組合長会及び阿須湾漁協を除く漁業 関係3団体を訪問しました。

まず、午前11時から峰町東部漁業協同組合において、対馬市いかつり漁業連絡協議会役員の

方々との意見交換を行いました。

同協議会からの意見としては、一番困っているのが、操業中にマグロがイカ釣りの灯についたら、スルメイカ・ヤリイカ等は全く釣れなくなる。マグロを釣ることもできないが、イカも釣れず悪循環の繰り返しとのことで、せめてイカ釣り操業中の灯についたマグロだけでも釣らせてほしいとのことでした。

次に、午後1時30分から美津島町漁業協同組合において、対馬市曳き縄漁業連絡協議会役員 の方々との意見交換を行いました。

同協議会からの意見としては、対馬海区は334トンの漁獲枠だったが、他の地方で異常に混獲があったため、残枠はあるものの国からの操業自粛要請により釣ることができない。対馬海峡は、近年、想像がつかないほどマグロがふえており、その影響でイカも釣れない。これまで鮮魚としては釣らず、5月、6月の養殖マグロ用に釣ろうと漁獲枠を残していたので、6月まで幾らかでも釣らせてもらいたい。このまま漁獲できなければ生活ができないので、その保障を検討してもらいたい。また、できれば地域別に資源評価をしてもらいたいとのことでした。

次に、午後2時40分から美津島町高浜漁業協同組合において、対馬海区延べ縄・一本釣り漁 業連絡協議会役員の方々と意見交換を行いました。

同協議会からの意見としては、ブリ縄用の餌となるイカを釣ろうとしても、マグロが灯につくために釣れないし、やっとのことでブリを釣り始めても真っ先にマグロが食いつく。その中には20キロを超えるサイズのマグロが食いつくが、出荷もできないため、逃がすのに大変苦労している。マグロを釣ることができないだけでなく、このままマグロがふえれば他の魚種も釣りづらくなったり、釣れなくなるとのことでした。

漁業関係3団体との意見交換終了後、午後4時から美津島行政サービスセンター別館2階大会 議室において開催した委員会では、対馬の漁民にとっては毎日の生活ができなくなってきており、 生活保障を国も考えなければならなのではないか。このままの状況では、漁業後継者も出てこな いし、漁業をやめる方も出てくる。そうなれば対馬の水産業の衰退につながり、ひいては人口減 少にも拍車がかかりかねない。市としても漁協組合長会と一体となり、対馬の漁業者が生き延び られるよう積極的に頑張っていただきたいとの意見で一致をしました。

以上で、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告といたします。

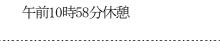
〇議長(小川 廣康君) 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分からといたします。



午前11時09分再開

〇議長(小川 廣康君) 再開します。

日程第8. 国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長(小川 廣康君) 日程第8、国境離島活性化推進特別委員会の閉会中の調査報告を行いま す。

委員長、作元義文君。

○議員(17番 作元 義文君) 国境離島活性化推進特別委員会の調査状況を、会議規則第 45条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

本委員会を、平成30年3月13日に開催し、自衛隊増強要望に関する防衛省陳情について、 市長からの要請に対し、協議の結果、小川議長、作元、船越正副委員長が上京することを決定し、 委員会を終了いたしました。

3月26日から27日までの日程で防衛省及び九州防衛局へ陳情いたしましたので、その概要 について報告をいたします。

要望書の概要につきましては、1、陸上自衛隊対馬駐屯地と同規模程度の運用部隊を上島に配 備。2番目として、大型艦船等の接岸可能な港湾等の整備を2点。3点目が、大型輸送機が離発 着できる滑走路の整備、延長も含めてです。この3項目であります。

3月26日は、午後3時30分、九州防衛局を訪問し、三貝哲局長以下、島眞哉次長及び岩田 和昭企画部長も同席の上、新たに運用部隊の配備ほか2項目の要望を行いました。三貝局長から、 朝鮮半島情勢に対する市民の不安については理解を示していただきましたが、防衛予算の状況か ら、ことさら人件費が絡むものについては、将来にわたり影響を及ぼすものであることから財務 省査定も厳しく、難色を示されました。

翌3月27日は、防衛省を訪問し、豊田硬事務次官に対応いただき、市長から要望趣旨説明、 その後、小川議長から自衛隊の地域貢献活動に対する謝礼、私のほうからは漁船操業中における 不審船など難民対応マニュアルの作成、船越副委員長から韓国に最も近い国境離島であるがゆえ の緊迫感を伝えた後、事務次官から平成31年から35年までを対象とする中期防衛整備計画に 盛り込めるように検討したいという回答を受けました。

なお、豊田事務次官は、故虎島和夫代議士が防衛庁長官の折、秘書官として対馬へ何度か来島 されたとのことであり、対馬の状況に精通されておられました。中期防衛整備計画は、平成 31年から35年ということであるため、豊田事務次官が在省中、議長、市長は特に上京の折に は強く要望活動を継続するべきであるというふうに思います。

また、防衛省の要望にも同席をいただきました谷川弥一衆議院議員のほか、金子原二郎参議院 議員、佐藤正久参議院議員、山谷えり子参議院議員の事務所を訪問し、本人の対応をいただき、 陳情の趣旨を説明し、側面からの支援もお願いをしてまいりました。

以上で、国境離島活性化推進特別委員会の報告といたします。

〇議長(小川 廣康君) 報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9. 長崎県病院企業団議会議員の報告

- ○議長(小川 廣康君) 日程第9、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。 小田昭人君。
- 〇議員(10番 小田 昭人君) 長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

長崎県病院企業団議会議員の活動内容について、次のとおり報告します。

平成30年3月29日午後1時30分から、長崎県農協会館で開催されました第1回長崎県病院企業団議会定例会において、次のとおり報告します。

なお、対馬市議会からは、山本輝昭議員と私の2人の出席であります。

今定例会の議案審議は、条例議案3件、予算議案1件、人事案件1件であります。

第1号議案、長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、上五 島病院において診療科目に脳神経外科を追加しようとするものであります。

第2号議案、長崎県病院企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例は、個人情報の適正な 取り扱いを確保するため、個人情報の定義の明確化や本人に対する不当な差別、偏見が生じない よう特に配慮を要する要配慮個人情報の規定等を新設しようとするものであります。

第3号議案、長崎県病院企業団医療技術修学資金貸与条例の一部を改正する条例は、養成施設として、学校教育法に定める専修学校、各種学校を追加しようとするものであります。

第4号議案、平成30年度長崎県病院企業団病院事業会計予算は、病院企業団全体でありますが、収益的収支において、収入総額292億2,690万7,000円に対し、支出総額300億9,550万9,000円で、差し引き8億6,860万2,000円の赤字。資本的収支において、収入総額29億3,888万円に対し、支出総額40億4,024万5,000円で、収入が支出に対して不足する額11億136万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補塡することといたしております。

対馬地区でありますが、対馬病院では予算計上の基礎となる患者数や収益については、275床の病床数に対し、病床利用率80.8%(前年度82.3%)、入院患者数8万1,059人(前年度8万2,634人)、外来患者数17万3,266人(前年度17万3,743人)を見込み、総収益54億9,986万8,000円、総費用62億7,152万5,000円、収支差7億7,165万7,000円の赤字見込みであります。

医業費用の減価償却費が6億9,078万9,000円の支出見込みであり、赤字の要因となっております。

次に、上対馬病院でありますが、60床の病床数に対し、病床利用率73.7%(前年度70.0%)、入院患者数1万6,132人(前年度1万5,330人)、外来患者数2万9,280人(前年度3万1,232人)を見込み、総収益10億4,454万9,000円、総費用10億8,904万円、収支差4,449万1,000円の赤字見込みであります。

離島地区において国民健康保険加入者がどこを受診しているかについて、入院と外来の金額ベースで動向調査でしたものがあります。対馬地区では、平成27年度28億6,800万円(島内受診率57%、うち病院企業団48%)、平成28年度30億7,800万円(島内受診率60.6%、うち病院企業団52.2%)、平成29年度は4月から12月までの実績の比較でありますが、22億3,400万円(島内受診率56.1%、うち病院企業団47.5%)の状況であります。

郷診郷創の目標として、対馬地区は平成30年度島内受診率を65.6%と設定していますが、全ての離島において、島外受診に歯どめがかかっていないという厳しい結果を受けまして、さらなる郷診郷創の取り組みが必要であります。

最後に、人事案件について御説明申し上げます。

第5号議案、長崎県病院企業団監査委員の選任について議会の同意を求めることについては、 監査委員といたしまして、葺本昭晴氏を再任しようとするものであります。

今回上程されました条例議案3件、予算議案1件は、慎重に審議した結果、賛成多数により原案のとおり可決されました。

また、人事案件も賛成多数により原案のとおり同意されました。

なお、谷川議長から辞職願が提出され許可されました。全員協議会に切りかえ議長選出を行いました。議長選出は、選考委員7人により指名推選の仕組みであります。議長の任期は1年間とし、先例に従いまして、壱岐市からの選出となり、市山繁議員が議長に選任されました。

なお、議案外の報告として、1、平成29年度長崎県病院企業団病院事業会計決算見込みについて。2、郷診郷創の取り組み状況について。3、入札結果報告について。4、DPC(医療費の包括支払制度)導入についての説明がありましたが、報告は省略させていただきます。

以上で、長崎県病院企業団議会議員の報告といたします。

- ○議長(小川 廣康君) これから報告に対する質疑を行います。5番、小島徳重君。
- ○議員(5番 小島 徳重君) 2点お尋ね、確認をしたいと思います。

まず、1ページのところで、第1号議案で、上五島病院において診療科目に脳神経外科を追加 したということがありましたけども、このことについては、いわゆる常勤の医師がおられるのか、 それともいわゆる不定期的にか定期的にかおいでになるのかどちらかということを確認をしたい と思います。

それから、もう1点は、対馬病院でのいわゆる予算関係のところの説明で、いわゆる収支差が7億7,000万円余りの赤字見込みとなっているということが説明があったんですが、その中で医業費用の減価償却費が6億9,000万余りというふうな説明がございました。このことについては、内容的にちょっと医療的な内容はよくわからないのですが、病院ができたときの多分いわゆる施設設備に導入した機器のいわゆる支払いだろうと思うんですが、これはいわゆるいつまでぐらい続くのかですね。そして、それはいわゆる対馬病院のいわゆる収支としてずっと扱っていくのか、それともいわゆる企業団全体で面倒を見るとか、そのあたりのことがちょっとわからないんで、御説明をお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(小川 廣康君) 小田昭人君。
- ○議員(10番 小田 昭人君) まず、上五島病院に脳神経外科の先生が就任されるのかということでございますけど、あくまで研修医でございまして、手術もできないそうです。特に、神経になるとやっぱ5年も10年も1人で技術習得して手術するまでには10年以上かかると企業長が言っておられましたけど、あくまで今のところ研修医ということで上五島病院はそういうことでございます。

それから、対馬病院の決算でございますけど、一応、企業団は各病院ごとの決算をして、そして全体の決算ということになりますので、対馬病院につきましては今言われる建物あるいは医療器具等の減価償却が他の病院より多大な金額でございますので、当分の間は離島についても多大な赤字になるんじゃなかろうか、このように思っております。

以上です。

- 〇議長(小川 廣康君) 5番、小島德重君。
- ○議員(5番 小島 徳重君) 全く病院の中の仕組みとかそのあたりわからない中でお尋ねしたんですが、一応、脳神経外科については、これは離島の病院、単独の配置ではいろんな対応ができないから脳神経外科は1名置いても医療行為が難しいということで、なかなか常勤は難しいということで把握していましたけども、一応、上五島病院、恐らく対馬病院と同じような規模で同じる。

様な対応かということで、対馬の将来の医療体制等を考える上で一応お尋ねをいたしました。 それから、いわゆる減価償却関係のこともわかりました。そのことを差し引いても、対馬病院

の場合、まだ8,000万円余りのいわゆる赤字が出るというデータになっていますけども、このことについては、また後ほど――後のほうに記載してあります、いわゆる島外受診の割合とか、そういうことでの問題があるかと思いますので、また関心を持って見ておきたいと思います。以上です。

○議長(小川 廣康君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10. 承認第2号

日程第11. 承認第3号

日程第12. 承認第4号

○議長(小川 廣康君) 日程第10、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度対馬市一般会計補正予算(第8号))から日程第12、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第5号))までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長(有江 正光君) ただいま議題となりました承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容について御説明いたします。

本案は、平成29年度対馬市一般会計補正予算(第8号)を、去る3月30日付で、地方自治 法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、 承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、地方譲与税、地方交付税などを初めとする交付金の額の確定によるもの及び事務事業の決定による財源調整などが主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、平成29年度対馬市一般会計補正予算 (第8号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,140万円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ318億4,719万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正は、6ページ、7ページの「第2表 繰越明許費補正」によるものとし、繰越明許費についての変更及び廃止をいたしております。

変更は、特別養護老人ホームひとつばたご設備改修事業ほか24件の繰越額を変更し、デイサービスセンターなるたき園設備改修事業ほか3件を廃止しております。結果、翌年度へ43件、16億9,028万7,000円を繰り越ししております。

第3条地方債の補正は、8、9ページの「第3表 地方債補正」によるとするものでございます。

事業費の決定により起債限度額を41億5,160万円と定めております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、14ページをお願いいたします。

2款地方譲与税から16ページの11款交通安全対策特別交付金までについては、交付額の確定により、それぞれ追加、また、減額いたしております。

そのうち10款地方交付税につきましては、特別交付税を2億6,932万8,000円追加し、補正後の特別交付税は11億6,932万8,000円となっております。前年度と比較いたしますと、普通交付税で6億2,378万8,000円、特別交付税で781万7,000円の減となっております。

- 18ページをお願いいたします。
- 12款分担金及び負担金、13款使用料及び手数料、14款国庫支出金及び22ページからの 15款県支出金につきましては、事業費などの決定に伴う負担金・補助金などの追加・減額等で ございます。
 - 26ページをお願いいたします。
- 16款財産収入でございますが、基金利子の決定による28万4,000円の追加、不要物品売り払い収入105万5,000円を追加しております。
- 17款寄附金でございますが、ふるさと納税2,957万4,000円、ヤマネコ寄附金 135万1,000円、図書購入寄附金10万円を追加しております。
- 18款繰入金でございますが、財源調整による減債基金繰入金の減額と事業費の決定により各基金の繰入金をそれぞれ減額いたしております。
 - 28ページをお願いいたします。
- 20款諸収入でございますが、5,521万円を追加しております。これは、東日本大震災支援及び県後期高齢者医療広域連合などへの派遣職員人件費負担金などが主なものでございます。
 - 21款市債でございますが、事業費の決定により、6,660万円を追加しております。次に、歳出でございますが、32ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費でございますが、3目財政管理費は、財政調整基金との財源調整により減債基金積立金8億1,000万円の追加と、過疎債ソフト基金積立分の決定による過疎地域自立促進特別事業基金積立金8,030万円の追加が主なものでございます。

34ページをお願いいたします。

7目企画費は、36ページのがんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金積立金に寄附金額の 2,957万5,000円を追加し、その他各種事業の事業費決定により不用額を減額するもので ございます。

40ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費から、44ページの3項生活保護費までについては、子ども夢づくり基金活用事業の財源確保のため、同基金積立金として1億円を追加するほか、扶助費、国民健康保険特別会計繰出金の減額、国費精算返還金の追加が主なものでございます。

44ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費でございますが、診療所特別会計繰出金など需用費の決定による減額が主なものでございます。

46ページをお願いいたします。

2項清掃費につきましては、生ごみ等資源再利用業務委託料、各施設の維持管理経費の減額が 主なものでございます。

48ページをお願いいたします。

6款農林水産業費でございますが、1項農業費は、50ページのイノシシ捕獲補助金の減額、 2項林業費は、52ページのしいたけ生産推進補助金の減額、3項水産業費は、活魚・鮮魚等輸 送コスト助成事業補助金の減額など、各事業費の決定による減額が主なものでございます。

54ページをお願いいたします。

7款商工費でございますが、56ページの地域社会維持推進交付金事業負担金の減額、ツシマヤマネコ基金積立金に寄附金額の135万1,000円を追加、そのほか各事業費の決定による減額が主なものでございます。

56ページをお願いいたします。

8款土木費1項土木管理費から60ページの6項住宅費でございますが、58ページの急傾斜 地崩壊対策事業負担金479万2,000円の追加、国県道、港湾、海岸事業県工事負担金の減 額など、各事業費の決定による減額が主なものでございます。

60ページをお願いします。

9款消防費でございますが、消防団拠点施設建設工事の減額など、各事業費の決定による減額 が主なものでございます。 62ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費から66ページの6項保健体育費まででございますが、離島留学生ホームステイ補助金、62ページから64ページの小中学校ICT機器借上料、64ページの幼稚園施設型給付費負担金の減額など、事業費決定による減額と、66ページ、スポーツ活動振興補助金120万6,000円の追加が主なものでございます。

68ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は財源内訳の変更で、12款公債費は一時借入金利子の減額でございます。 なお、70ページから73ページにかけまして、補正予算給与費明細書を添えてございますの で御参照方よろしくお願いします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小川 廣康君) 健康づくり推進部長、荒木静也君。
- **〇健康づくり推進部長(荒木 静也君)** ただいま一括議題となりました承認第3号、専決処分の 承認を求めることについて、その提案理由と内容について御説明をいたします。

本案は、平成29年度対馬市診療所特別会計補正予算(第5号)を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、外来収入等の補正及び歳出のうち、施設管理費及び医業費の確定による減額が主なものでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度対馬市診療所特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによるところを 規定し、第1条第1項、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 670万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,532万5,000円とす るものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページにかけての「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、予算書は6ページをお願いいたします。

- 1款診療収入1項外来収入を204万円減額しております。
- 2款使用料及び手数料1項手数料は、診断書等発行手数料を20万円減額しております。
- 4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金を696万円減額しております。

繰入金減額の主な理由といたしましては、歳入の6款諸収入1項雑入の増額と、歳出の施設管理費、医業費の減額によるものでございます。

6款諸収入1項雑入は、特定健診、予防接種収入で250万円の増額となっております。 次に、歳出でございますが、8ページをお願いいたします。

1款総務費1項1目一般管理費は、診療所運営に係る一般管理費470万円の減、2款医業費 1項2目医業用消耗器材費は、200万円の減額を行っているものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 〇議長(小川 廣康君) 福祉保険部長、松本政美君。
- **〇福祉保険部長(松本 政美君**) ただいま一括議題になりました承認第4号につきまして、その 提案理由と内容について御説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

承認第4号、本案は、平成29年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)を、去る3月30日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の御承認を求めるものでございます。

今回の補正予算は、国・県等の支出金、交付金等の歳入決定及び歳出における保険給付費、共同事業拠出金の減額が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成29年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,424万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,908万7,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしております。 歳入でございますが、6ページ、7ページをお開きください。

3款国庫支出金1項国庫負担金は、3,199万2,000円の増額であります。その主なものは、1目療養給付費等負担金5,479万2,000円の増額に対しまして、2目高額医療費共同事業負担金2,361万円の減額との差額でございます。

下段の2項、国庫補助金は、普通調整交付金、特別調整交付金の増額分及び2目の国保システム開発等補助金の減額分、合わせまして8,966万8,000円の増額であります。

次に、4款療養給付費交付金は、1項療養給付費交付金において現年度分747万7,000円 の減額でございます。 6款県支出金1項県負担金は、2,280万円の減額でございまして、主なものは、1目高額 医療費共同事業負担金2,361万円の減額でございます。

次に、2項県補助金は、普通県調整交付金、8ページ、9ページの特別県調整交付金の増額分及び国保システム開発費等補助金の減額分と合わせまして、7,326万円の増額でございます。 次に、8款1項共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金、合わせまして3億4,196万4,000円の減額でございます。

10款繰入金は、1項他会計繰入金1目一般会計繰入金504万9,000円の減額。2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、1億2,210万8,000円の減額でございます。

12款諸収入1項延滞金、加算金及び過料で、1目一般被保険者延滞金461万2,000円の増額、並びに4項雑入で、1目一般被保険者第三者納付金、3目一般被保険者返納金、合わせて562万5,000円の増額でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款総務費の1項総務管理費及び2項徴税費は、不用見込み額による減額及び財源内訳の変更 によるものでございます。

2款保険給付費の1項療養諸費及び2項高額療養費は、関係する療養給付費や高額療養費の減額補正でございます。

12ページ、13ページをお願いします。

上から2段目、4項1目の出産育児一時金は、見込み数の減によるものでございます。

3款後期高齢者支援金等及びその下の6款介護納付金は、財源内訳の変更でございます。

7款共同事業拠出金の1目、2目ともにそれぞれの医療費拠出金、事業拠出金の減額であります。

8款保健事業費1項特定健康診査等事業費は、事業費決定による不用額を減額補正いたしております。

14、15ページをお願いいたします。

10款公債費は、一時借入金利子を皆減したものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

〇議長(小川 廣康君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

まず、承認第2号に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認めます。

次に、承認第3号及び承認第4号の2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号から承認第4号までの3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。3件は委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから各案ごとに討論、採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度対馬市一般会計補正予算 (第8号))について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。承認第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。承認第2号は原案のとおり承認されました。 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度対馬市診療所特別会計補正 予算(第5号))について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。承認第3号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。承認第3号は原案のとおり承認されました。 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(平成29年度対馬市国民健康保険特別会 計補正予算(第5号))について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。承認第4号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。承認第4号は原案のとおり承認されました。 暫時休憩をいたします。午後の再開を1時ちょうどといたします。

午前11時54分休憩

.....

午後1時00分再開

〇議長(小川 廣康君) 再開します。

休憩前に引き続き、議事を進行します。

日程第13. 承認第5号

日程第14. 承認第6号

日程第15. 承認第7号

- ○議長(小川 廣康君) 日程第13、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(対馬市税条例等の一部を改正する条例)から、日程第15、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)までの3件を一括議題とします。 提案理由の説明を求めます。市民生活部長、根メ英夫君。
- ○市民生活部長(根メ 英夫君) ただいま一括議題となりました市民生活部所管の承認第5号、 承認第6号及び承認第7号につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

承認第5号、対馬市税条例等の一部を改正する条例につきましては、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、その承認を求めるものでございます。

議案書は8ページから32ページを、新旧対照表は1ページから34ページを御参照願います。 今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が平成30年3月31日に公布 され、平成30年4月1日より施行されたことに伴い、市税条例等の改正を行うものでございま す。

改正の主な内容でございますが、まず個人市民税ですが、個人市民税の給与所得控除及び公的 年金等控除の額がそれぞれ10万円引き下げられることにより、基礎控除額の引き上げ及び障害 者や未成年者、寡婦等の非課税措置の所得要件をそれぞれ10万円引き上げることになるなど、 個人所得課税見直しに伴う規定の整備でございます。

次に、固定資産につきましては、現在の土地の負担調整措置が3年間延長されたことに伴う改 正でございます。

償却資産については、生産性向上特別措置法の施行に伴う中小企業の設備投資に対する課税標準の特例についての規定の改正を行っております。

次に、市町村たばこ税でございますが、国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、 地方税のたばこ税率を平成30年10月1日から平成33年10月1日まで3段階の引き上げ及 び加熱式たばこ等の課税方式の見直しによる改正でございます。

また、平成27年度の税制改正により、平成31年4月1日に予定をされておりました旧3級品の製造タバコに係る税率の引き上げにつきましては、平成31年10月1日に実施が延期をされております。

今回の改正では、あわせて附則につきましても所要の改正を行っております。

なお、附則で施行期日を平成30年4月1日といたしておりますが、各号に上げる規定は、当該各項に定める施行期日を定めております。

次に、承認第6号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、去る3月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、その承認を求めるものでございます。

議案書は34ページでございます。新旧対照表は35、36ページを御参照願います。

改正の主な内容ですが、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の課税限度額が現行54万円から58万円に引き上げられ、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を合わせた課税限度額が89万円から93万円に引き上げられたことによる所要の改正を行っております。

また、世帯の軽減判定所得の拡充に伴い、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に おいて、被保険者の数に乗ずべき金額を現行の27万円から27万5,000円に、2割軽減の 対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額の現行の49万円 から50万円にそれぞれ引き上げております。

なお、附則で施行期日を平成30年4月1日としております。

続きまして、承認第7号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、去る5月31日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

議案書は36、37ページを、新旧対照表は37ページから42ページを御参照願います。

今回の条例改正は、対馬市国民健康保険税条例の税率改正について、対馬市国民健康保険運営 協議会へ諮問をし、その答申に基づき所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容でございますが、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税分の所得割の税率を現行の100分の8.1から100分の8.0に、資産割の税率を現行の100分の9.0から100分の7.0に、平等割の税額を現行の2万6,000円から2万5,000円にそれぞれ引き下げるものでございます。

後期高齢者支援金等課税分につきましては、所得割の税率を現行の100分の2.4から100分の2.5に引き上げ、資産割の税率を現行の100分の1.5からゼロとし、均等割の税額を現行の8,000円から8,200円に引き上げ、平等割の税額を現行の8,000円から

7,000円に引き下げるものであります。

介護給付金課税分につきましては、所得割の税率を現行の100分の2.3から100分の2.4に引き上げ、平等割の税率の現行の8,500円から7,000円に引き下げるものでございます。

なお、資産割の税率につきましては、平成30年度から国民健康保険の運営母体が長崎県となったことから、段階的に資産割の税率を低減する方向となっております。最終的にはゼロということになってまいります。

また、附則で施行期日を平成30年6月1日としております。

以上で、承認第5号、承認第6号及び承認第7号につきまして、提案理由とその内容の説明を 終わります。御審議の上、御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(小川 廣康君) 説明が終わりました。

これから、3件に対する一括質疑を行います。9番、黒田昭雄君。

○議員(9番 黒田 昭雄君) 承認第6号と7号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例に ついて質問をしたいと思います。

まず、広義で言うと社会保険料に当たりますが、雇われていない個人事業主等が払わなければならない国民健康保険税でありますけれども、病気を、そのリスク管理をする上では大切な制度だと思っておりまして、市民の皆様には、だからこそ理解をしていただかないといけないと思っております。

今回、今、部長のほうから説明がありましたが、パーセンテージが上がったり下がったり、そして金額が上がったり下がったりということで、一体どうなるんだろうという。私自身、計算書ですか、当てはめてから計算してよという、これも市民の理解を求めるためにされたことだと思いますが、ちなみに、私が計算しましたところ、後期高齢者支援金分、それと介護保険分、この2つが高くなりまして、そのかわり医療分が下がりましたために、大体トータルの保険料として1、300円安くなりました。

この最高限度額を見ますと、一番報酬が高い方におきましては、最高額、多分4万円のアップになるかと思うんですが、この、私自身のことを例えてみましたが、市民の方々の実際にどう影響があっているのか、下がるのか上がるのか、これは、世帯の人数にもよりますし、もちろん所得にもよりますが、対前年というか、法が変わって、同じ状態の人がどう変わるのかということを教えていただければと思います。

それと、部長もおっしゃいましたが、今度、県のほうに主体が移管されるということで、県の ほうからも医療費というのはずっと高くなるので、国の支援金があって料金を安くできるわけだ と思うんですが、この流れからいって医療費は高くなるという流れがありますので、下げること には十分考えてくださいよという指導があったと思うんですが、どうして下げられたのか、この 2点、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小川 廣康君) 市民生活部長、根メ英夫君。
- **〇市民生活部長(根メ 英夫君)** 黒田議員の御質問にお答えをいたします。

まずもって、第1回の定例会の折に、国保の予算を、国保特別会計予算ですね、これを計上した折に見ていただいたと思いますけれども、国民健康保険税の税額が9億8,221万5,000円でございます。これにつきましては、29年度が10億6,570万2,000円でございますので、8,348万7,000円の減となっております。

というのは、これを率で計算をいたしますと、今回の改正の率になるということになるんですけれども、個別に計算をした中では、平等割とか均等割も含めて計算いたしますので、医療費分としては、平成29年度の率からすると、1人当たり3.01%の減でございます。それから、支援分につきましては、マイナス2.45%の減でございます。プラスではございません。それから、介護分についてもマイナス4.23%の減ということで率を設定をしております。

率自体は上がったりもしているんですけれども、平等割とか均等割、こちらのほうで下げてございますので、その分で全体とすればマイナスになっているというところでございますけれども、このマイナスになっていることについても、予算としては8,000万円の減というところがありますので、加入者の減ということと、徴収率のことも勘案をして、この率に定めさせていただいたというところでございます。

- 〇議長(小川 廣康君) 9番、黒田昭雄君。
- ○議員(9番 黒田 昭雄君) どうして下がったのかということで、8,000万円ほどの減があったので下がったということは理解できますが、県のほうは、どのみち医療費というのはずっと上がり放しになっておりますので、今回下げたとしても、どのみち上げていかなければいけないというような状況です。それは、今、特定健診とかいろいろなことで、医療費の削減を、頑張る制度で頑張ってはおられますが、医療費というのは多分上がっていくだろうと。そういう中で、今回下げたとしても、どのみち、また上げてかなきゃいけないという、そういう方向性、大きな流れがあると思うんですが、そういった意味では、下げたのはどうなのかなという分をお聞きしたいと思います。

もう一点が、最初に言ったことですが、私の所得によりますと、年間1,300円ほど安くなりました。これは、各市民の方、大体でいいですが、下がったということですが、所得の低い人は大いに下がったのか、また、所得の高い人はかなり上がったのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長(小川 廣康君) 市民生活部長、根メ英夫君。

〇市民生活部長(根メ 英夫君) 金額につきましては、平均だけ出しております。

まず、医療分につきましてでございますが、1人当たりが約1,800円、それから、世帯当たり、これ、平均の4人家族ということで計算しておりますけれども、そこについては、マイナス4.32%の減で約5,000円ほど下がるということになっております。

それから、支援分につきましては、1人当たり500円ぐらいの減になるんですけれども、2.45%の減、世帯にすると3.76%の減というふうになります。

それから、介護分については、平均いたしますと約1,000円ぐらいの減になりまして、4.23%の減と、世帯で言いますと5.34%の減というところになってございます。

- 〇議長(小川 **廣康君**) いいですか。5番、小島德重君。
- ○議員(5番 小島 徳重君) 承認7号についてですけども、黒田議員さんの質問とも関連があるんですけども、このことについては、市民への周知ですか、PRですか、このあたりが、今、答弁、部長されたんですが、そのあたりのことをまとめて何か周知されるのかどうか。個々にそれぞれ、今年度の税についてのお知らせは来ましたよね。それだけではなかなかわかりにくいところがあると思うんです。それをどう考えてあるのかというのが一点です。

それから、2点目は、いわゆるこの承認第7号については、施行日と期日が平成30年の6月1日となっていますよね。これで、対馬市の国民健康保険税の条例第10条を見ますと、いわゆる賦課期日は年度初めの4月1日となっています。この施行期日は、条例が現実に効力を発する日だということになると思うんですが、そうすると、今回の改定でいくと、施行期日は6月1日というのは、賦課期日と施行期日のずれが2カ月生じますよね。このことについては、いわゆる税制上、税の執行上、問題はないのかどうかというのが一点です、お尋ねをしたいと思います。

それから、もう一点は、いわゆる今度のは、資産割税の額が削るとなっていますよね。そうすると、今までは、いわゆる4つの方式から取っていましたよね。3つの方式になるということになると、そのことのプラスマイナスは、今さっきの黒田議員さんの質問とも関連あるんですが、そのあたりについても、なかなか周囲にわかりにくいと思うんですよね、年度変わって、急になる。そのあたりについてのことも、やはり周知する必要があると思うんですけど、そのあたりの市の考えを聞かせていただきたいと思います。

- **○議長(小川 廣康君)** 市民生活部長、根メ英夫君。
- ○市民生活部長(根メ 英夫君) 小島議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、広報をどうするのかというところでございますけれども、この税率が決まったのが、平成30年5月24日の対馬市国民健康保険運営協議会でございます。ここでの会議で諮問をして答申を受けたということで6月1日ということで、これはもう例年同じ日付で専決をお願いしているんですけれども。

ですから、新年度の課税のところについても、旧年度の税金を5月31日までいただきますので、新しく調定を上げるというのは6月1日ということになりますので、これについてはもう条例のほうには抵触はしないというところでお考えいただければいいかなと思っております。

それから、広報の方法でございますけれども、運営協議会のほうの期日が5月20日ということでございますので、6月号の広報の締め切りに間に合いません。ですから、これ以降、7月号の広報等でお知らせをするほか、テレビのほうに、また職員が出て、改正のところについて説明をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(小川 廣康君) 5番、小島德重君。
- ○議員(5番 小島 徳重君) まず、市民への周知ということはお考えだということで受けとめておきますが、施行期日のことについては、やはり2カ月のずれがあることについて、私たち市民から見たら、何でずれが生じるかということは、多分課税が前年度の、いわゆる所得等をもとに課税をされるわけでしょう。その協議するのが新年度になって協議してあるわけでしょう。それを、やはり早めて、前々年度とかということですることはできないのかと。ほかの自治体も対馬市と同じような方法をとっているのかどうかです、そのあたりは、ちょっとよくわからないんですけど。

それから、今度課税される国民健康保険税を課税される場合について、4月、5月と6月からは同じ、いわゆる課税の仕方なのかどうか、そのあたりの確認、ちょっとしたいんですけど。

- 〇議長(小川 廣康君) 市民生活部長、根メ英夫君。
- ○市民生活部長(根メ 英夫君) お答えいたしますけれども、課税の月日というのが、6月1日付で課税をして調定を組むわけでございます。ですから、新年度ということで、4月1日から当然1年間分保険料というのが決まってくるとは思うんですけれども、それに対する税金というのが6月1日からの課税ということになりますので、それについては、条例としては異論はないというふうに考えておるんですけれども。

ほかの地区についても、総所得の把握というのが、申告を受けて、例えば税務署のほうからその資料が来たりして、課税をするに当たっての総所得の把握というのが、平成29年度でありましたら、3月中にというのは難しいところでございまして、いずれにしても、毎年、新年度になってから総所得がわかるというところになってまいりますので、この運営協議会についても、前年度中に開くというところは困難ではないかなというふうに考えております。

- 〇議長(小川 廣康君) 5番、小島德重君。
- ○議員(5番 小島 徳重君) 最後、3回目になりますので、これは、もう要望の形になるかと 思うんですけど、やはり市民に税を課すわけですから、今回みたいな日程の感じでいくと、こう

いうようなことが起こったら、また専決ですよね。やはり、それはまずいんじゃないかと思うんですよね。ほかのこととは違って、やっぱり税を課すことですから、専決じゃなくて、方法としてはあるはずですよ、課税の対象を前々年度にするとか。そうすると、前の年度に協議会を開いて、税の負担が決まっていくという形をとれば、こういうふうな形で市民に専決で、議会に後で専決でかけるというようなことをとらないでいいんじゃないかなと。これは、私、税制について詳しいことはわからないんですけど、素人ながらにそう感じるんです。

だから、やはり、この、いわゆる賦課期日と、それから施行期日というのが条例の制定上、一緒の日じゃないというのは、今までもそうされてきたという答弁ですけど、それでいいのかどうか研究していただければと思うんです。

以上です。

- ○議長(小川 廣康君) ほかにありませんか。
- 〇市民生活部長(根メ 英夫君) 答弁があります。
- 〇議長(小川 廣康君) 市民生活部長、根メ英夫君。
- ○市民生活部長(根メ 英夫君) 小島議員さんの御意見に。この、ここ、税条例の制度では、前年度に開くというのはできないところにあります。制度上、できないということで、これはもう専決になってしまうということで御了承いただければと思いますけれども。(発言する者あり)
- **○議長(小川 廣康君)** 市民生活部長、根メ英夫君。
- **〇市民生活部長(根メ 英夫君)** 失礼しました。

今、議員さん方もおっしゃっておりましたけれども、制度上、総所得の計算ができないという ところもございますので、前年度に開くというのはできない、制度上できないということで御理 解いただければと思います。

- 〇議長(小川 廣康君) ほかに。副市長、桐谷雅宣君。
- ○副市長(桐谷 雅宣君) 詳細につきましては、市民生活部長が答弁をしたとおりでございます。 その税の捕捉上、5番議員も御存じのとおり、前年度の所得を課税の対象としまして翌年度に 賦課をするというのが税の考え方でございますから。ですから、この国民健康保険税にしまして も、昨年度の1年間の収入所得に応じたところの課税が今年度の所得につながってまいりますと。 確定申告が3月15日が締め切りでございますので、その3月の15日の確定申告以降でないと 前年度の所得が捕捉できないというような制度の仕組み上、その前年度中に、3月31日までに 国保運営協議会を開くということは、制度上は不可能ということで御理解いただければと思いま す。
- ○議長(小川 廣康君) ほかに。1番、坂本充弘君。
- ○議員(1番 坂本 充弘君) 新旧対照表の中で、何点か確認をしたいと思います。

1ページの第23条、「によって」という文言を「により」に変えるというふうに専決処分書ではなっております。これ、4カ所あるみたいなんですけども、下の2つは「より」だけになっているんです。

それから、5ページの第7項です。文言では、変更のところが、現行の下線の分ですね、「者に」になっていますけれども、説明書きでは「の者」ということになっていますので、この下線の部分の確認です。新しい条文では、そこの行が、第1項第2号の「に掲げる者」となっておりますので、ここは、ちょっと条文がおかしくなるんじゃないですか。

それから、3番目が18ページの第10条の2、6項、これは、「法附則第15条第29項第 1項」になっていますけれども、そこは、「第1号」の間違いであると思います。

それから、11から16まで、ここの中に説明書きの文言では、「規定する」の後に、「設備について同号に規定する」という文言が入っております。市町村の前にです。これは、どちらにするのか。この変更の条文のほうが正しいのか、説明書きが間違っているのか、その確認をお願いします。

- 〇議長(小川 廣康君) 市民生活部長、根メ英夫君。
- **〇市民生活部長(根メ 英夫君)** 坂本議員さんの御質問にお答えいたします。

条文の字句のことにつきましては、まず、この条文の例については、国からの通知文書で条例をつくっておるんですけれども、そのときに、間違いじゃないかというところの部分については、担当者にまた精査をさせて調査したいと思っております。

以上でございます。

- O議長(小川 廣康君) 1番、坂本充弘君。
- ○議員(1番 坂本 充弘君) わかりました。それなら、よく確認されて提出されるようにお願いしておきます。
- ○議長(小川 廣康君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。 3件は、委員会への付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定を いたしました。

これから、3件について、一括して討論、採決を行います。

3件について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(対馬市税条例等の一部を改正する条例)、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて(対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の3件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。3件は、原案のとおり承認されました。

日程第16. 報告第1号

日程第17. 報告第2号

日程第18. 報告第3号

日程第19. 報告第4号

○議長(小川 廣康君) 日程第16、報告第1号、平成29年度対馬市一般会計継続費繰越計算書についてから、日程第19、報告第4号、平成29年度対馬市水道事業会計繰越計算書についてまでの4件を一括議題とします。

各案について報告を求めます。総務部長、有江正光君。

〇総務部長(有江 正光君) ただいま一括議題となりました報告第1号、平成29年度対馬市一般会計継続費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本案は、平成29年度中に一般会計予算で継続費の議決をいただきました農林水産振興施設建設事業厳原港国内ターミナル建設事業及び博物館建設事業につきまして、議案書40ページに記載いたしておりますとおり、それぞれ2億5,850万8,000円、3億5,156万8,000円及び6億5,601万7,530円を平成29年度対馬市一般会計継続費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、報告第2号、平成29年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本案は、平成29年度中に一般会計予算で繰越明許費の議決をいただきました、議案書42ページ、43ページに記載しております43件の事業、16億9,027万7,713円を平成29年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越すものであります。

なお、翌年度繰越額につきましては、さきに議決をいただきました範囲以内での繰り越しをい たしております。

以上で、報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(小川 廣康君) 福祉保険部長、松本政美君。
- ○福祉保険部長(松本 政美君) ただいま一括議題となりました報告のうち、報告第3号、平成 29年度対馬市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書の45ページをお願いいたします。

平成29年度対馬市介護保険特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

46ページをお願いいたします。

繰り越しをいたしました事業は、介護保険認定審査支援システムの改修に係るものでありまして、介護保険制度の改正に伴うシステムの改修を平成29年中に予定いたしておりましたが、国の一次判定システムの改修要領の提示が3月末におくれましたことから、翌年度へ繰り越すものであります。繰越額につきましては、さきに議決をいただきました範囲内で繰り越しをいたしております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(小川 廣康君) 水道局長、大浦展裕君。
- **〇水道局長(大浦 展裕君)** ただいま一括議題となりました議案のうち、報告第4号、平成29年度対馬市水道事業会計繰越計算書について御説明いたします。

議案書47ページをお願いいたします。

平成29年度対馬市水道事業会計の建設改良費を翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業 法第26条第3項の規定に基づき、別紙のとおり議会に報告するものでございます。

48ページをお願いいたします。

繰り越しました事業は、1款資本的支出1項建設改良費の琴地区統合簡易水道整備事業、中央地区簡易水道基幹改良事業並びに国道382号水道管仮設事業(昭和橋)の3件で、翌年度繰越額は1億9,534万7,680円でございます。

繰越理由でございますが、琴地区統合簡易水道整備事業につきましては、新浄水場建設予定地の耐震化地盤改良工がテノコラム工法という特殊な工法で、その施工業者が熊本震災の復旧事業施工の影響により、本事業の工事着手に不測の日数を要したため繰り越しとなったものでございます。

中央地区簡易水道基幹改良事業につきましては、地質調査において、調査対象箇所への資材搬 入経路となる土地の地権者の同意取得に不測の時間を要したため繰り越しとなったものでござい ます。

国道382号水道管仮設事業(昭和橋)につきましては、本事業は県の橋梁工事に合わせて施工するものでありますが、橋梁工の工事計画、工法策定に不測の日数を要したことにより、水道

管仮設工事の計画、工法決定がおくれたため繰り越しとなったものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(小川 廣康君) 報告が終わりました。

これから、3件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号から報告第4号までの報告を終わります。

日程第20. 議案第36号

〇議長(小川 廣康君)日程第20、議案第36号、平成30年度対馬市一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

〇総務部長(有江 正光君) ただいま議題となりました議案第36号、平成30年度対馬市一般 会計補正予算(第1号)について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は、釜山から博多間のジェットフォイル「ビートル」に国内旅客を混乗させるため に必要な船内改修費などに係る整備等負担金1,062万9,000円、対馬の環境に見合った木 質バイオマスエネルギーのあり方を検証、把握するための木質バイオマス活用再生可能エネル ギー導入計画策定事業1,500万円、製氷施設整備のための産地水産漁港強化支援事業 2,228万9,000円、民間活力の導入による施設整備維持管理運営事業の可能性と手法を検 討するための比田勝港国際ターミナルPFI事業導入調査1,423万4,000円などが主なも のでございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正でございますが、平成30年度対馬市一般会計補正予算 (第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,400万円を追加し、歳入歳出予算 の総額を歳入歳出それぞれ318億7,700万円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更を4ページから5ページの「第2表 地方債の補正」によることとし、地方債の限度額を50億2,150万円とするものでございます。 次に、歳入歳出補正予算の内容について、その主なものを御説明いたします。

8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、10款地方交付税は、普通交付税を3,567万3,000円追加 しております。

- 12款分担金及び負担金でございますが、へき地保育所入所負担金を200万円減額しております。
- 14款国庫支出金でございます。6目土木費国庫補助金で先導的官民連携支援事業補助金1,400万円を計上しております。
- 15款県支出金2項県補助金でございますが、4目農林水産業費県補助金で、産地水産業強化 支援事業補助金1,581万8,000円を追加しております。
 - 10ページをお願いいたします。
- 18款基金繰入金でございますが、がんばれ国境の島対馬ふるさと応援基金繰入金400万円を追加しております。
- 20款諸収入5項雑入でございますが、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金1,500万円を計上しております。
 - 21款市債でございます。漁協施設整備事業債640万円を追加しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳出につきましては、別途参考資料をお配りしておりますので、あわせてごらんいただければと存じます。

12ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費7目企画費でございますが、厳原町久田の定住支援住宅2棟の改修 工事410万1,000円、資料1ページ上段を御参照ください。釜山から博多間の国際航路を 運航するジェットフォイル「ビートル」に比田勝~博多間の国内旅客を混乗させるために必要な 船内改修等に係る整備等負担金1,062万9,000円の計上が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費5目老人福祉費でございますが、老人福祉施設の維持補修工事など 851万4,000円を追加しております。

2項児童福祉費は、3世代同居・近居促進事業補助金250万円、3項生活保護費は、生活保護システム改修委託料334万6,000円をそれぞれ追加、計上いたしております。

4款衛生費でございますが、1項保健衛生費は、水道事業負担金420万2,000円を追加 し、2項清掃費は、海岸漂着物等地域対策推進事業における節の組み替えによるものでございま す。

16ページをお願いいたします。

6款農林水産業費2項林業費でございますが、資料につきましては、1ページ中段を御参照く

ださい。対馬の環境に見合った木質バイオマスエネルギーのあり方を検証、把握するため、木質バイオマス活用再生可能エネルギー導入計画策定事業委託料1,500万円の計上が主なものでございます。

3項水産業費2目水産業振興費でございますが、資料は1ページ下段でございます。豊玉町水 崎地区に製氷施設を整備するための産地水産業強化支援事業補助金2,228万9,000円の追 加、4目漁港建設費は、事業費の節の組み替えによるものでございます。

7款商工費でございますが、湯多里ランドの施設修繕料200万円の追加が主なものでございます。

8款土木費2項道路橋りょう費でございますが、18ページをお願いいたします、久田日掛線など工事請負費の組み替えが主なものでございます。

4項港湾費2目港湾建設費でございますが、資料は2ページ上段でございます。増加する韓国からの観光客に対応する国際ターミナルの機能強化など、民間活力の導入による施設整備並びに維持管理運営事業の可能性と手法を検討するため、比田勝港国際ターミナルPFI事業導入調査委託料など1,423万4,000円の計上が主なものでございます。

10款教育費でございますが、厳原町久田のお船江跡の隣接地で、同史跡の保存整備上必要とする土地の不動産鑑定委託料31万円を計上いたしております。

なお、20ページ、21ページにかけまして、補正予算給与費明細書を添えてございますので、 御参照方よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議く ださいますようお願いいたします。

〇議長(小川 廣康君) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。3番、長郷泰二君。

○議員(3番 長郷 泰二君) 木質バイオマスについて確認をさせてください。

今の説明だと、木質バイオマスの検証を行うために計画書をつくるというふうに受け取ってしまったんですが、それで間違いないでしょうか。まず、1点、確認します。

- 〇議長(小川 廣康君) 農林水産部長、西村圭司君。
- ○農林水産部長(西村 圭司君) 今回、今まで木質バイオマス計画をしたんですけど、その辺で 問題点がござましたので、その問題点を踏まえた上で、対馬に合った木質バイオマスのあり方を 県森連の協力をあおぎながら検証し、その計画をつくろうとするものでございます。
- 〇議長(小川 廣康君) 3番、長郷泰二君。
- ○議員(3番 長郷 泰二君) 済いません、回数制限があるので的確に答えてください。どちらが先なんですか。検証が目的なんですか、計画をつけるのが目的なんですか。

- 〇議長(小川 廣康君) 農林水産部長、西村圭司君。
- **〇農林水産部長(西村 圭司君)** 検証をした上で、計画をつくりたいと思っております。
- 〇議長(小川 廣康君) 3番、長郷泰二君。
- ○議員(3番 長郷 泰二君) それだと、私の手元に今、6月7日に市が発表した内容が、新聞 記事があるんですけど、これがどうかということを評価するもんじゃないんですけども、このと きの市の説明では、木質バイオマスの全島調査を初めて行う方針を明らかにしたという書き方を されていますね。それで、県森連に委託しますという、場所まで指定して掲載されています。

それで、エネルギー資源としての木材の全島調査はこれまでになかったと。将来的には、エネルギーの自給自足を目指していきたいということも言われている。そして、本年度末までに、島内の資源量を把握し、活用方法について検討すると。

この文脈からいくと、どちらが先か、今の説明では逆じゃないかなという、私は理解をしてしまったんです。だから、改めて、利用するための施設の計画をつくることによって必要な木質バイオマスの賦存量を確保するというようにとるのか、その逆なのか、これ、回数制限あります、1回ちょっと引いてください。的確に答えてください。

- 〇議長(小川 廣康君) 農林水産部長、西村圭司君。
- ○農林水産部長(西村 圭司君) あくまでも、今回は、林業振興を振興する上で、いかに森林を 生かしていくかということで、そこを検証しながら、その木質バイオマスの計画を立てていきた いと考えております。
- 〇議長(小川 廣康君) 3番、長郷泰二君。
- ○議員(3番 長郷 泰二君) 私はなかなか理解仕切らんですね。ごめんなさい。
- O議長(小川 廣康君) 3番に伺います。もう3回ついておりますので、完結にお願いします。
- ○議員(3番 長郷 泰二君) 1回、まけてもらえませんか。答えが重複しているんですけど。 ちょっと、理解に苦しみますね、今の答えは。2つともとれるんですよ。

もちろん、このバイオマスは必要なことだから、どうのこうの言うつもりはないんだけど、過去に、対馬市、ビジョンつくっていますよね、これ、検証されましたか。平成19年に対馬市地域新エネルギービジョンというのをつくって、こういった施設に使えますよということで、木質ペレット、そしてチップ、温浴施設に使えます、温水プールに使えます、それで各家庭に普及します、それで、低炭素補助事業かな、要するに、チップボイラーを、ストーブを使ったら市もそれなりの助成をさせていただきますよということでやっていますよね。そういった計画は検証された後に、改めてまた、こういう同じような目的のものをなされようとされているんですか。

もし、そうだとすると、この地域新エネルギービジョンとか、バイオマスタウン構想の、特に 書かれてある賦存量調査であったこの数量は全く使えないというような判断のもとで、新たなこ とを打ち上げられておられるのか。さも、この文面だけを読むと、今までそうした調査はやった ことありませんよという表現になっているんで、ここは少し正確に、最後ですから答えてくださ い。

- 〇議長(小川 廣康君) 農林水産部長、西村圭司君。
- ○農林水産部長(西村 圭司君) 賦存量調査はしておりますので、ただ、今回、それに対する、今、供給実績がございます。これが、今現在、供給実績が年1万3,000トンぐらいございますけど、その賦存量調査を踏まえた上で、年ごとにどれぐらい供給ができるかということを検証しながら、対馬に合った木質バイオマス、これも林業側から対馬に合った木質バイオマスの検証をしたいと考えております。
- 〇議員(3番 長郷 泰二君) もう一回。
- ○議長(小川 廣康君) お宅は委員会どこやったですかね、総務。
- 〇議員(3番 長郷 泰二君) 委員会は総務。
- ○議長(小川 廣康君) 総務ですよね。じゃ、もう一回、簡潔にお願いしますよ。
- ○議員(3番 長郷 泰二君) ありがとうございます。

意味は十分理解しているんですよ。でも、だからといって、このバイオマスタウン構想とエネルギー構想を無視してしまっていいのかと。あえて1,500万円かけて、長崎県森林組合連合会がそういった優秀な施設の検証ができる団体なんでしょうけども、あえて新聞に場所まで公表して、議会の議決が経る前に、さも進んでいくような捉え方になってしまっているんでは、少し、いささか考え方の手順がいかがなもんかと考えますんで、もし、今度進めて、今から委員会に付託されていますので、委員会で審議なされることですから、これで終わらさせてもらいますけども、過去の検証をもう一度よくされてやられたほうがいいんじゃないですか。文書いっぱい出ていますよ。既に、市もインターネット、オフィシャルページに掲載しているわけですから、やったことが、あることをないような表現は、私は適切じゃないと考えております。

終わります。

〇議長(小川 廣康君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本件は、配付しております議案審査付託表のとおり各常任委員会に付託をいたします。 暫時休憩いたします。再開を2時10分からといたします。

午後1時57分休憩

午後2時09分再開

日程第21. 議案第37号

日程第22. 議案第38号

日程第23. 議案第39号

○議長(小川 廣康君) 日程第21、議案第37号、平成30年度対馬市国民健康保険特別会計 補正予算(第1号)から、日程第23、議案第39号、平成30年度対馬市水道事業会計補正予 算(第1号)までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保険部長、松本政美君。

○福祉保険部長(松本 政美君) ただいま一括上程となりました議案のうち、議案第37号及び 議案第38号につきましては、福祉保険部所管でございますので、その提案理由と内容について 御説明申し上げます。

議案第37号、平成30年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして御 説明申し上げます。

今回の補正は、高額療養費制度の見直しに係るシステム改修が主なものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億9,202万4,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、6ページ、7ページをお願いいたします。

4款2項の県支出金県補助金は、特別調整交付金として、システム改修に係る交付金132万9,000円を計上し、6款繰入金で、職員給与費等繰入金として、共同事業特別業務委託料分を一般会計より69万5,000円繰り入れることといたしております。

次に、歳出について、その主なものを説明いたします。

同じく6ページ、7ページをお願いいたします。下段になります。

1 款総務費1項総務管理費で、昨年度に引き続き、70歳以上の方に係る高額療養費制度の見直しに伴うシステムの改修委託料並びに国保連合会で実施しています保険者事務共同処理事業として、高額療養費支給申請書勧奨通知及び被保険者証台紙等の印刷に係る委託料を計上いたして

おります。

続きまして、議案第38号、平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療の対象者となられる前日に被用者保険の被扶養者であった方の 特例の軽減措置について、段階的に見直しを行っておりまして、そのシステムの改修が主なもの でございます。

補正予算の1ページをお願いいたします。

平成30年度対馬市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条第1項で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,220万6,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとするものであります。

歳入でございますが、6ページ、7ページをお願いいたします。

3款国庫支出金1項国庫補助金は、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金として、システム改修に係る補助金を計上いたしております。

次に、歳出について御説明いたします。

同じく6ページ、7ページの下段になりますが、1款総務費1項総務管理費で、元被扶養者に係る保険料軽減特例見直しに係るシステム改修委託料を計上いたしております。

以上、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

- **〇議長(小川 廣康君)** 水道局長、大浦展裕君。
- **〇水道局長(大浦 展裕君)** ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第39号、平成30年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、資本的収入で一般会計負担金の増及び資本的支出で建設改良費の増によるものでございます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条で、平成30年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるとするものでございます。第2条で予算、第4条本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,653万7,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,929万1,000円、過年度分損益勘定留保資金6,451万1,000円、当年度分損益勘定留保資金

2億2,849万9,000円、建設改良積立金8,423万6,000円で補塡するものとするに改め、資本的収入の予定額を1款資本的収入3項負担金を420万2,000円増額し、資本的収入の総額を1億6,230万2,000円とし、資本的支出の予定額を1款資本的支出1項建設改良費を840万3,000円増額し、資本的支出の総額を5億5,883万9,000円とするものでございます。第3条で予算第9条4号中、4,450万円を4,870万2,000円に改めるものでございます。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、1款資本的収入3項負担金1目他会計負担金1節一般会計負担金 の増額補正は、美津島町の洲藻浄水場ろ過池改修事業に係る一般会計負担金の増によるものでご ざいます。

資本的支出でございますが、1款資本的支出1項建設改良費1目施設整備費21節工事請負費の増額補正は、洲藻浄水場ろ過池改修事業に係る工事請負費の増によるものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第39号、平成30年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(小川 廣康君) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

まず、福祉保健部関係の議案第37号及び第38号の2件について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小川 **廣康君**) 次に、水道局関係の議案第39号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定を いたしました。

これから、3件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第37号、平成30年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成30年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。 次に、議案第39号、平成30年度対馬市水道事業会計補正予算(第1号)について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第40号

日程第25. 議案第41号

日程第26. 議案第42号

日程第27. 議案第43号

日程第28. 議案第44号

○議長(小川 廣康君) 日程第24、議案第40号、対馬市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例から、日程第28、議案第44号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例までの5件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長、有江正光君。

○総務部長(有江 正光君) ただいま議題となりました議案第40号、対馬市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容について御説明を申し上げます。

議案書49ページ、あわせまして、新旧対照表の43ページをごらんください。

職員の分限に関しましては、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、対馬市職員の分限

に関する手続及び効果に関する条例を施行し、いわゆる失職の特例については、条例第5条第 1項で、公務遂行中の過失による事故に限定して規定をしております。

このたびの改正により、失職特例の条項に、通勤途上及びボランティア活動中の事故について 加えるものでございます。

改正の理由でございますが、合併のため広域人事により遠距離通勤の職員も依然として多い中、 昨今急増いたします韓国人観光客によるレンタカー利用などから、市内における交通事故に対す るリスクが高まっているのが現状であります。仮に、職員が過失により交通事故を起こし、人身 事故でその被害者が重傷ともなれば禁錮刑に処される場合があり、執行猶予がついても、現行条 例に照らしますと、公務遂行中以外は自動失職となります。

また、市内で実施されます各種イベントの運営においては、市民活力による実行委員会方式を 採用しているものが主流となっており、そのため、多くの市民ボランティアの協力を必要とする ことから、市役所職員のボランティア参加は欠かせないものとなっております。合併後も旧町単 位で実施しておりますイベントも、おおむね継続されており、職員が市民ボランティアとして活 動する機会は増大しています。職員が積極的に地域貢献活動へ参加できるよう環境整備を図ると いうものでございます。

なお、附則で条例の施行日を公布の日からと定めております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し 上げます。

- 〇議長(小川 廣康君) 教育部長、須川善美君。
- ○教育部長(須川 善美君) 一括議題となりました議案のうち、議案第41号、対馬市体育施設 条例の一部を改正する条例は教育委員会所管の議案でございますので、提案理由について御説明 をさせていただきます。

議案集の51ページをお開きください。新旧対照表は44ページを御参照ください。

今回の改正は、学校の統廃合により廃校となりました厳原町の旧大調小学校体育館につきまして、地区の関係者の皆様より社会体育施設として活用したいとの要望がございましたので、対馬市体育施設条例の一部を次のように改正するものでございます。

別表第1中、名称及び位置として、対馬市阿連体育館の項の次に、「対馬市大調体育館」、「対馬市厳原町久根田舎670番地」を加えるものでございます。

この改正を行うことにより、地域住民の皆様の健康増進及び地域コミュニティーの活性化等に 寄与できるものと考え、所要の改正を行うものでございます。

なお、附則で施行期日を平成30年7月1日としております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろ

しくお願いいたします。

- 〇議長(小川 廣康君) 福祉保険部長、松本政美君。
- ○福祉保険部長(松本 政美君) ただいま一括議題となりました議案第42号及び議案第43号 につきまして、その提案理由について御説明申し上げます。

議案第42号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例、議案書は53ページをお願い いたします。新旧対照表につきましては45ページをお願いいたします。

この条例は、老朽化いたしておりました佐須へき地保育所の移転先として、旧下原診療所の改 修が終わりましたので、位置の変更とへき地保育所保育料(利用者負担額)の軽減を行うもので ございます。

対馬市へき地保育所条例第2条の表中、佐須へき地保育所の項について、位置を「対馬市厳原町下原437番地」から「対馬市厳原町下原82番地12」に改め、同じく第6条において、利用者負担額の減額並びに多子軽減の適用を図るものでございます。

第6条の表の改正でございますが、B階層、C階層の区分中、「母子等世帯」を「ひとり親等世帯」に改め、あわせて、C階層におけるひとり親等世帯の利用者負担額を「8,000円」から、認可保育所と同額の「5,400円」に改めております。

次に、第6条の備考を備考1とし、「母子等世帯」を「ひとり親等世帯」に改め、備考に2、3、4を追加いたしております。この備考2から4でございますが、認可保育所で適用いたしております多子軽減につきまして、へき地保育所においても適用しようとするものでございまして、国が示しております多子軽減に伴う年齢制限を撤廃し、同一世帯内において第2子半額、第3子以降無料とするものでございます。

また、市民税非課税世帯及びひとり親等世帯につきましては、あわせて第2子以降を無料としたものでございます。

なお、附則で、この条例は平成30年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、 平成30年4月1日から適用するといたしております。

続きまして、議案第43号に移らせていただきます。

議案第43号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案書は55ページをお願いいたします。新旧対照表は47ページを御参照ください。

この条例は、対馬市の放課後児童健全育成事業 (学童保育) を実施する上で、その設備及び運営の基準を定める条例でございます。

今回の改正は、厚生労働省の省令に基づき、その主なものは、放課後児童支援員の資格要件の 緩和でございまして、中学校卒業の方で、経験豊富で評価の高い方など優秀な人材を広く放課後 児童支援員として登用することができる道を開くための改正でございます。

第11条第3項第4号で、教諭となる資格を有する者から、教育職員免許法第4条に規定する 免許状を有する者に改め、同条第3項第9号の次に、新たに第10号を加え、5年以上放課後児 童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものとしております。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するといたして おります。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(小川 廣康君) 観光交流商工部長、俵輝孝君。
- **○観光交流商工部長(俵 輝孝君**) ただいま一括議題となりました議案第44号、対馬市公園 等設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

議案集の57ページをお願いします。あわせて、参考資料として配付しております一部改正条例、新旧対照表の48ページ、49ページを御参照くださるようお願いいたします。

今回の条例改正は、国土調査での成果による地番の変更と、年次計画により導入している高規格キャンプテントを三宇田キャンプ場へ導入することによる使用料の設定に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、別表第1の鰐浦園地の位置を国土調査での成果により、「上対馬町鰐浦996番地」を「上対馬町鰐浦998番地」に改め、別表第2の三宇田キャンプ場へ導入する高規格キャンプテントの使用料を1日1張り5,000円と定めるものであります。

なお、附則で施行期日を公布の日といたしております。

以上で、議案第44号について提案理由と内容の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

〇議長(小川 廣康君) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

まず、議案第40号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 次に、議案第41号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小川 廣康君) 次に、議案第42号及び議案第43号の福祉保険部関係条例の2件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 最後に、議案第44号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております5件のうち、議案第42号を除く4件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。したがって、議案第42号を除く4件は、委員会への付託を省略することに決定をいたしました。

これから、4件について、各案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第40号、対馬市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する 条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、対馬市体育施設条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、対馬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決をされました。

次に、議案第44号、対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例は、配付しております議 案審査付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第29. 議案第45号

○議長(小川 廣康君) 日程第29、議案第45号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(仁位地区)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。中対馬振興部長、平山祝詞君。

〇中対馬振興部長(平山 祝詞君) ただいま議題となりました議案第45号、あらたに生じた土 地の確認及び字の区域の変更について(仁位地区)でございますが、この提案理由と内容を御説 明いたします。

議案書の59ページをお願いいたします。

本議案は、地方自治法第9条の5第1項の規定により、あらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により字の区域を変更するため、議会の議決をお願するものでございます。本件は、長崎県が事業主体で施工いたしました仁位港湾改修事業に伴い、港湾施設用地として公有水面の埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、この区域を対馬市豊玉町仁位字ハロウに編入しようとするものでございます。

土地の位置につきましては、添付いたしております議案書の61ページの位置図、63ページの図面の黒塗りで表示している部分でございます。対馬市豊玉町仁位字ハロウ2089の22、2089の32及び2089の40地先で、面積が1,316.33平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願いをいたします。

〇議長(小川 廣康君) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。本件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、議案第45号について、討論、採決を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。本件は、原案のとおり決定することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第30. 議案第46号

日程第31. 議案第47号

日程第32. 議案第48号

○議長(小川 廣康君) 日程第30、議案第46号、市道の認定について(宮谷16号線)から、日程第32、議案第48号、市道の認定について(宮谷18号線)までの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長、小島和美君。

〇建設部長(小島 和美君) ただいま一括議題となりました議案第46号から議案第48号までは建設部所管の議案でございますので、続けて、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書65ページをお願いいたします。

議案第46号、市道の認定について(宮谷16号線)でございますが、本道路は、民間事業者の宅地造成により築造され、昭和58年と59年に、建築基準法第42条第1項第5号の指定を受けた、いわゆる位置指定道路でございます。

このたび、所有者より本道路が市に譲渡され、平成30年3月16日に登記が完了しましたので、今回、議案書66ページのとおり、市道宮谷13号線に接続する対馬市厳原町西里字白川56番1地先を起点とし、対馬市厳原町西里字白川54番5地先を終点とする延長163メートルを市道として認定をお願するものであります。

次に、議案書67ページをお願いたします。

議案第47号、市道の認定について(宮谷17号線)でございますが、本路線につきましては、 造成時に宅地の専用通路として整備されたものであり、このたび所有者より市に譲渡され、平成 30年3月16日に登記が完了しましたので、今回、議案書68ページのとおり、対馬市厳原町 西里字白川54番21地先を起点とし、対馬市厳原町西里字白川54番13地先を終点とする延 長30.6メートルを市道として認定をお願いするものであります。

次に、議案書69ページをお願いいたします。

議案第48号市道の認定について(宮谷18号線)でございますが、本路線につきましても、 民間事業者の宅地造成により築造され、昭和56年に指定を受けた位置指定道路であり、このた び所有者より市に譲渡され、平成30年2月26日に登記が完了しましたので、今回、議案書 70ページのとおり、対馬市厳原町宮谷101番5地先を起点とし、対馬市厳原町宮谷101番 3地先を終点とする延長38.8メートルを市道として認定をお願いするものであります。

以上、簡単でございますが、議案第46号から議案第48号までの提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(小川 廣康君) 説明が終わりました。

これから、3件について、一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、3件について、一括して討論、採決を行います。議案第46号、市道の認定について(宮谷16号線)、議案第47号、市道の認定について(宮谷17号線)、議案第48号、市道の認定について(宮谷18号線)の3件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。3件は、原案のとおり決定することに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。3件は、原案のとおり可決されました。

日程第33. 議案第49号

日程第34. 議案第50号

日程第35. 議案第51号

○議長(小川 廣康君) 日程第33、議案第49号、財産取得契約の締結についてから、日程第35、議案第51号、損害賠償の額の決定についてまでの3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。消防長、主藤庄司君。

〇消防長(主藤 庄司君) ただいま一括して議題となりました議案第49号から議案第51号ま

での3議案は、消防本部所管となりますので、続けて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。そのうち、議案第49号、議案第50号について、先に御説明をいたします。

本2議案は、いずれも財産取得契約を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の 取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第49号、消防ポンプ自動車購入事業についてでございますが、議案書の71ページをお願いたします。参考資料を72ページに添付しておりますので御参照願います。

本案は、豊玉町西地区における消防機動力の向上を図ることを目的として、消防団拠点施設建設に合わせ、消防ポンプ自動車を豊玉町水崎地区に新規に配備しようとするもので、入札につきましては、去る5月22日に18社による指名競争入札を実施した結果、長崎県大村市平町1933番地、株式会社ナカムラ消防化学、代表取締役中村康祐氏が1,840万円で落札いたしましたので、これに消費税相当額を加算した1,987万2,000円で、同氏を相手方とした財産取得仮契約を5月28日に締結いたしております。ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第50号、13mブーム付多目的消防ポンプ自動車購入事業についてでございますが、議案書の73ページをお願いたします。参考資料を74ページに添付しておりますので御参照願います。

本案は、総務文教常任委員会の所管事務調査の報告にもありましたとおり、高さ約13メートルでの作業が可能で、あわせて900リットルの水を積載し、CAFSと呼ばれる泡消火装置も兼ね備えるなど、多目的に活用が可能な13mブーム付多目的消防ポンプ自動車を新規に消防本部に配備しようとするもので、入札につきましては、消防ポンプ自動車同様、去る5月22日に18社による指名競争入札を実施した結果、福岡県福岡市博多区東那珂1丁目18番6号、株式会社ヤナセファイテック、代表取締役梁瀬義行氏が8,100万円で落札いたしましたので、これに消費税相当額を加算した8,748万で同氏を相手方とした財産取得仮契約を5月25日に締結いたしております。ここに、本契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第51号、損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

議案書の75ページをお願いいたします。

損害賠償につきましては、国家賠償法第1条第1項の規定により損害を賠償する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願するものでございます。

本案は、平成30年1月26日、厳原町今屋敷668番地1、長崎県立対馬歴史民俗資料館に おいて消防訓練指導の要請を受け、職員が出向し、避難訓練を行う際、同資料館に設置してある 自動火災報知設備のベルを鳴動させるため、操作盤による操作を行ったところ、その操作を誤って連動するハロゲン化物消火設備の特殊な消火用ガスを噴射させたものでございます。

このたびの職員の不注意による誤操作で関係機関に多大な御迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。今後、このようなことがないよう、業務遂行に当たっては細心の注意を払うよう職員の指導管理を徹底してまいります。損害賠償金につきましては、全国消防協会の消防業務賠償責任保険に加入しておりましたので、全額保険会社が支払うことになります。

以上、大変簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(小川 廣康君) 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

まず、議案第49号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 次に、議案第50号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 次に、議案第51号について質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題としております3件は、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。3件は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第49号、財産取得契約の締結について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決をされました。 議案第50号、財産取得契約の締結について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。 議案第51号、損害賠償の額の決定について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 討論なしと認め、採決します。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小川 廣康君) 異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第36. 陳情第1号

○議長(小川 廣康君) 日程第36、陳情第1号、日本政府に核兵器禁止条約の署名と批准を求める陳情書を議題とします。

本件は、配付の陳情文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託をいたします。

○議長(小川 廣康君) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。 あすは、午前10時から、厚生常任委員会の付託案件の審査を行います。 これで散会とします。お疲れさまでした。

午後2時52分散会